

岐阜県芸術文化会議の後援名義の申請について

岐阜県芸術文化会議では、
会員が行う芸術文化に関する諸行事に対して、後援承認を行っております。

別紙 後援名義使用申請書 に、必要事項を明記し、

事業開始1ヶ月前までに、申請先へ提出してください。

尚、承認前にチラシ、ポスター等に名義を使用することはできませんので
ご注意ください。

【対象となる事業】

- 岐阜県の文化の振興と発展を目的とするもの
- 営利を目的としないもの
- 政治的・宗教的な目的としないもの
- 特定の主義・主張の浸透を図る目的を有しないもの



申請先 〒 502-0035 岐阜市長良仙田町1-35
岐阜県芸術文化会議事務局
会長 土屋明之

問合せ TEL 080-3688-3678 (長野)